

肥料取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

一	肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）		（本則関係）	1
二	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）		（附則第二項関係）	7
三	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）		（附則第二項関係）	8

改 正 案		肥料取締法施行令 肥料の品質の確保等に関する法律施行令 （施行期日） 第一条 肥料取締法の施行の期日は、昭和二十五年六月二十日とする。 （主成分の指定） 第二条 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める主要な成分は、次のとおりとする。 「表 略」	
現 行		肥料取締法施行令 （法の施行期日） 第一条 肥料取締法（以下「法」という。）の施行の期日は、昭和二十五年六月二十日とする。 （主成分の指定） 第一条の二 法第二条第三項の政令で定める主要な成分は、次のとおりとする。	

種別		主要な成分
三要素系肥料	窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。以下同じ。）を除く。）	
	りん酸質肥料（有機質肥料を除く。）	(1) りん酸（りん酸全量、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素をいう。以下同じ。） (2) 窒素及びアルカリ分等（アルカリ分（農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土をいう。以下同じ。）又は農林水産大臣の指定する有効けい酸、有効苦土、有効マンガンを若しくは有効ほう素をいう。以下同じ。） (1) りん酸（りん酸全量又は農林水産大臣の指定する有効りん酸をいう。以下同じ。） (2) りん酸及びアルカリ分等

(都道府県知事の登録を受ける普通肥料の生産業者)

第三条 法第四条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者で都道府県の区域を超えない区域を地区とするものとする。

一 三 (略)

(手数料)

第四条 (略)

2 (略)

(都道府県知事の許可する事故肥料)

第五条 法第十九条第二項の規定により都道府県知事が譲渡を許可する事故肥料は、次に掲げる肥料とする。

一 法第四条第一項第七号又は第三項の規定により都道府県知事の登録を受けた普通肥料

二 法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは第四項本文、第五条又は第三十三条の二第一項の規定により農林水産大臣の登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて販売

(都道府県知事の登録を受ける普通肥料の生産業者)

第一条の三 法第四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者で都道府県の区域を超えない区域を地区とするものとする。

- 一 農業協同組合連合会
- 二 地区たばこ耕作組合
- 三 たばこ耕作組合連合会

(手数料)

第一条の四 (略)

2 (略)

(都道府県知事の許可する事故肥料)

第二条 法第十九条第二項の規定により都道府県知事が譲渡を許可する事故肥料は、次に掲げる肥料とする。

一 法第四条第一項第七号又は同条第二項の規定により都道府県知事の登録を受けた普通肥料

二 法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは同条第三項本文、第五条又は第三十三条の二第一項の規定により農林水産大臣の登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて

ほう素質肥料		
微量要素複合肥料	(1)	農林水産大臣の指定する有効マンガン及び有効苦土
	(2)	農林水産大臣の指定する有効ほう素
	(1)	農林水産大臣の指定する有効マンガン及び有効ほう素
	(2)	農林水産大臣の指定する有効マンガン、有効ほう素及び有効苦土

業者の所有するもの

三 法第十六条の二第一項又は第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定混合肥料

四 法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定混合肥料であつて販売業者の所有するもの

(事故肥料の譲渡許可の申請)

第六条 法第十九条第二項の規定により前条の肥料の譲渡の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を当該肥料の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）

三 (略)

四 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分（以下この号、次号及び第八条第一項第三号において単に「主要な成分」という。）の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、主要な成分の含有量及び原料として配合した同条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）

五 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては譲渡しようとする肥料

販売業者の所有するもの

三 法第十六条の二第一項又は第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定配合肥料

四 法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定配合肥料であつて販売業者の所有するもの

(事故肥料の譲渡許可の申請)

第三条 法第十九条第二項の規定により前条の肥料の譲渡の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を当該肥料の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）

三 肥料の所在地

四 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては、事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量）

五 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては、譲渡しようとする肥料の

の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び主要な成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、主要な成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）

六 （略）

（事故肥料譲渡許可証）

第七条 都道府県知事は、法第十九条第二項の規定により肥料の譲渡を許可したときは、当該許可を受けた者に対し、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可証を交付しなければならない。

一・二 （略）

三 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）
四 （略）

（事故肥料成分票の添付命令）

第八条 都道府県知事は、法第十九条第二項の規定による許可をするに際して、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることができ

一・二 （略）

三 含有主成分量（法第四条第一項第三号並びに第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあつては、主要な成分の含有量）
四・五 （略）

数量及び有害成分の含有量）

六 事故の概要

（事故肥料譲渡許可証）

第四条 都道府県知事は、法第十九条第二項の規定により肥料の譲渡を許可したときは、当該許可を受けた者に対し、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可証を交付しなければならない。

一 許可番号及び許可年月日

二 氏名又は名称及び住所

三 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）
四 譲渡許可数量

（事故肥料成分票の添付命令）

第五条 都道府県知事は、法第十九条第二項の規定による許可をするに際して、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることができ

一 事故肥料成分票という文字

二 肥料の名称

三 含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）

2 (略)	(表示の基準を定めるべき特殊肥料) 第九条 法第二十二條の二第一項の政令で定める種類の特殊肥料は、次に掲げるものとする。 一 堆肥(汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。) 二 動物の排せつ物 三 専ら特殊肥料が原料として配合される肥料 (異物の混入が認められる普通肥料の種類) 第十条 法第二十五條第一号(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。 一 〃八 (略) (行政不服審査法施行令の準用) 第十一条 (略)
四 事故肥料成分票を付した者の氏名又は名称及び住所 五 許可の年月日及び許可番号 2 前項の事故肥料成分票の様式は、農林水産省令で定める。	(表示の基準を定めるべき特殊肥料) 第六条 法第二十二條の二第一項の政令で定める種類の特殊肥料は、次に掲げるものとする。 一 たい肥(汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。) 二 動物の排せつ物 (新設) (異物の混入が認められる普通肥料の種類) 第七条 法第二十五條ただし書(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。 一 尿素 二 石灰窒素 三 尿素を含有する肥料(複合肥料を除く。)であつて、農林水産大臣が定める種類のもの 四 過りん酸石灰 五 重過りん酸石灰 六 複合肥料であつて、農林水産大臣が定める種類のもの 七 石灰質肥料であつて、農林水産大臣が定める種類のもの 八 微量元素複合肥料であつて、農林水産大臣が定める種類のもの (行政不服審査法施行令の準用) 第八条 (略)

二 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇七十二（略） 七十三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号） 七十四〇四百五十二（略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇七十二（略） 七十三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号） 七十四〇四百五十二（略）

改正案	現行
（事件記録） 第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〇七（略） 2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。 一（略） 二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。） 三〇四十一（略） 3（略）	（事件記録） 第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〇四（略） 五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録 六・七（略） 2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。 一（略） 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。） 三〇四十一（略） 3（略）